

識別番号 C02-1168 2002年5月20日

報告企業の意見	担当医等の意見
<p>熱性痙攣：既知、重篤（準じて）、Suspected</p>	<p>シンメトレル内服後75分で痙攣を起こしているのに、シンメトレルによる誘発が否定できません。過去に熱性けいれんを2回起こしていますが、最終けいれんより2年以上経過し、年齢も6歳となつてからのけいれんですので、てんかん素因があるのかも知れません。A病院で精査していると思います。</p> <p>今回の熱性けいれんはシンメトレルが誘発した可能性があります。</p> <p>[副作用の重篤性/重症度/因果関係]</p> <p>熱性痙攣複合型（熱性痙攣）：重篤でない/軽微でない/関連ないともいえない（シンメトレル錠）</p>
<p>参 考 事 項</p>	<p>処 置 と 今 後 の 対 策</p> <p>本報告をもって特別な対応は不要と考えるが、今後とも類似の報告に留意したい。</p>
	<p>使用上の注意の記載状況等</p> <p>シンメトレル：重大な副作用の項に「痙攣」の記載あり。</p> <p>PDR、CSI：痙攣。</p>